

本日のテーマ

- 集落(ムラ) どうとらえるか？
- WTO農業協定の背景と意義
- 日本農業はどのような影響を受けたか？
農業政策と農業構造

キーワード:

集落(ムラ), WTO農業協定, 緑の政策, 新基本法,
構造改革

1



貿易自由化と 農政改革

3

GATT:ウルグアイ・ラウンドが めざしたもの

- 1) 国境措置の撤廃
輸入数量制限等の非関税措置; 関税相当量に置き換えて, 最終的にはゼロにする
- 2) 国内支持の削減
市場・貿易歪曲効果をもつ価格政策や直接支払を削減
農業生産と所得を切り離した政策体系を求める

4

ウルグアイ・ラウンド農業合意の概要

区分	対象措置	約束実施方式 (6年間)
国境措置	関税	農産物全体で平均 36% (品目毎に最長 58%) 削減
	輸入数量制限等 (非関税措置)	原則としてすべての輸入数量制限等を関税に 転換(関税化)し、関税と同様に削減
国内支持	市場価格支持, 不足払い等	助成合計量 (AMS) ¹⁾ を 20% 削減
輸出競争	輸出補助金	金額 36%, 対象数量で 21% 削減

注: 1) 助成合計量 (AMS) = 市場価格支持 (内外価格差 × 生産量) + 削減対象
直接支払い。

2) 農水省『農林水産物貿易レポート 2002 年』による。

日本のUR対応 (国際公約と自由化対応)

- 1) 米のミニマム・アクセス (MA)
'95-'00 消費量の 3-5% を輸入 (4-8% に割り増し)

*MA 最低輸入義務量

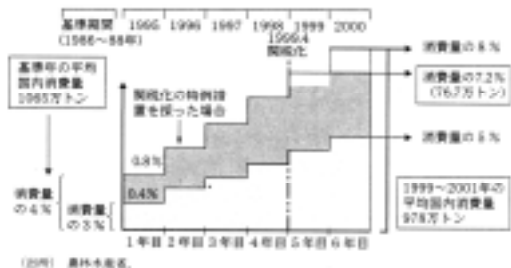
輸入量がゼロあるいは少ない農産物の場合には、関税化を一定
期間猶予し、経過措置として「ミニマム・アクセス」措置をとること
が認められた。

日本: 最低輸入枠を設定。95年の43万玄米トン(国内消費量の
4%)から98年の68万玄米トン(7.2%)まで輸入量を拡大

99年4月から関税化措置に移行

6

特例措置を続ける場合は代償措置 MAの拡大やその他の品目の関税引き下げ



関税化してもMAはそのまま残る。
米過剰で生産調整しているのに、MA米が輸入される

2) 米以外の国家貿易作目

輸入数量制限を関税化(自由化)

* 配布資料参照(新たな輸入制度の概要)

1) 麦, 脱脂粉乳, バターなど

基準期間の輸入分は国家貿易で。輸入差益を徴収
それ以上は関税がかせられる

2) その他

国家貿易をはずし、現行輸入枠については現行関
税率、それ以外は関税相当量を設定
「関税割当制度」

3) 既に自由化していた作目の関税引き下げ

牛肉, オレンジ, オレンジ果汁

8

WTO農業協定の「意義」

- 1) 農業, 農業貿易の特殊性を後退させ, 自由貿易の原則にそって運営(工業と同じルールに!)
- 輸出補助金の削減(完全な廃止ではない)
市場アクセスを「原則関税化」(関税引き下げに向かう)
- 2) 市場歪曲効果のある国内農業助成を削減する一方, 削減除外の助成を認める
「緑の政策」, 「青の政策」, 「デミニミス政策」など
- 3) 農業輸出国の輸出禁止・制限が可能
輸入国の食料安全保障を考慮して, 事前協議・通報などを義務付け
る
- 4) 協定内容は不変ではなく, 交渉事項に

9

WTO農業協定における国内支持の区分

削減対象外の政策	①「緑」の政策	a. 政府の提供する一般サービス等 研究, 普及, 基礎整備, 調査等
	②「青」の政策	b. 生産者にたいする直接支払いのうち以下のもの : 生産に関連しない収入支持, 災害対策, 構造 調整援助, 環境施策, 条件不利地域援助等
	③最小限の政策	生産額を前提とする直接支払いのうち, 特定の要 件を満たすもの
削減対象の政策	「黄」の政策	上記以外の国内助成(市場価格支持, 不足払い等) : 形成会計書(AMS)を算出し, これを減額 期間で基準期間(86~88年)比 20%削減

URの合意にもとづいて, WTO農業合意としてまとめられたもの。

農業補助金の区分

- 1) 緑: 貿易歪曲的な効果がまったくないか最小限。消費者か
らの移転のない公的な資金。生産者に対し価格支持効
果を与えるものではない
生産に関連しない所得支持, 環境直接支払など
- 2) 青: 生産制限計画に係わるもの
 - 1) 一定の面積および生産にもとづいて行われる支払
 - 2) 基準となる生産水準の85%以下の生産について行わ
れる支払
 - 3) 一定の頭数について行われる家畜に係わる支払

11

WTO体制下の農政改革

食料貿易に対する日本の「主張」

食料安全保障や多面的機能の面から, 特に, 「基礎的食
料」については一定の農業保護が認められるべきだ

非貿易的関心事項(Non Trade Concern, NTC)

食料安全保障, 多面的機能(農業がもつ食料生産以外
の機能)などのためには, 一定の国内措置や国内支持
は認めるべき

* 先進輸入国を中心にNTCを主張

12

WTO農業協定にしたがって農政改革

協定受け入れ(1993年)

- 1) 自由貿易の推進
- 2) 農業保護の削減, に沿った新しい農業基本法を制定する必要
(基本法がもつ国内支持的な性格が合意に反する)

農政改革

食糧管理法の廃止

米流通の自由化。生産調整は維持し, 需給・価格を安定

食糧法の制定

- 1 需給調整システム 政府が計画(生産調整, 備蓄, 円滑な流通の確保)

13

- 2 価格形成 自主流通米価格形成センターの設立
- 3 流通システム 自主流通米が主要な流通形態と位置づけられ, 農業者の米販売も実質自由化。流通業者の参入もほぼ自由化

新基本法の制定 (後述)

市場原理優先, 経済社会のボーダレス化, 規制緩和を骨子

関税化の特例措置

米輸入の特例措置をやめて関税化受け入れ
1999年より

14

「食料・農業・農村基本法」(新基本法)の制定

対象と目的

食料・農業、農村と国民(消費者)を対象に, 国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展

食料安定供給の確保

農業・農村の多面的機能の発展

農業の持続的発展

農村の振興と基本理念を掲げる

15



農業構造改革の遅れ

構造改革の現状 (配布資料NO.3参照)

- 遅れ
- 大規模層への農地の利用集積が進まない
 - 大規模農家の個数が減少している
 - 小規模な販売農家はより下位に移動, 自給的農家になっている
 - 現実。販売金額についてみても, 下位に移動する農家が多い
 - 耕作放棄地の増加
 - 水田農業における担い手への農業生産資源の集中の遅れ
 - 高齢化が進行

強い農業経営をいかに作るか

17

構造改革の方向

効率的かつ安定的な農業経営の育成

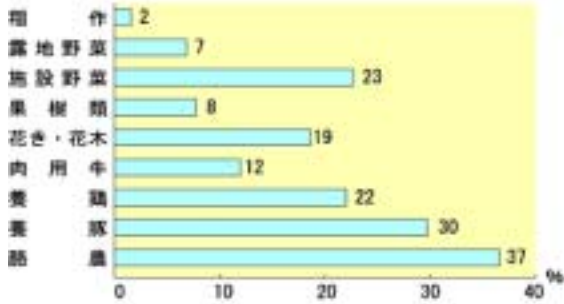
認定農業者の育成

農業経営基盤強化促進法にもとづき, 市町村が地域の実情に即して効率的かつ安定的な農業経営の目標を内容とする基本構想を策定。この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定。認定されると, 低利融資, 農地流動化対策, 担い手の施策を受けられる。

* 稲作販売農家の認定農業者の割合は低い

18

認定農業者の割合（都府県・販売農家）



資料：農林水産省「農林業センサス」

注：それぞれの部門（単一経営）の販売農家数に占める認定農業者のいる農家数の割合である。

法人化の推進

法人化によって経営管理能力の向上、資本の調達手段の多様化、取引信用力の向上がはかれる。新規就農者を含めた雇用労働力の確保が容易になる

H13 農地法改正によって、株式会社の農地保有が可能に

農業経営の新たな展開：「集落型経営」の位置づけ

集落を基盤に、さまざまな農家が機械・施設の共同利用等を実施する集落営農（担い手は多様、第三セクター含む）

集落営農 農地の維持・管理、耕作放棄の防止

例 東広島市重兼農場など

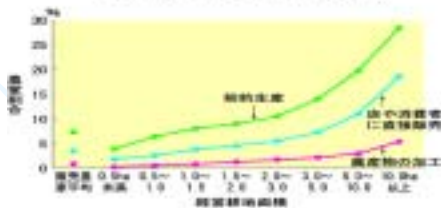
20

大規模経営

高い生産性を実現（資本、労働、土地）

大規模経営の有利さを発揮している経営が増えている（特に、稲作）。消費者ニーズを踏まえた経営の多角化が進展

経営規模別農産物販売額の加工・直販等の実施状況（平成12年、都府県・販売農家）



資料：農林水産省「農林業センサス」

21

演習問題

1 WTO農業協定は、零細農業経営が中心となる国・地域の農業にどのような影響を与えるだろうか。

2 反WTOキャンペーンについて調べ、農産物貿易の自由化に反対する論拠を示しなさい。

22